

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社信榮企画
(法人番号8190001001327)
業者の住所：三重県津市久居元町2281-1
- 2 指名停止措置期間：令和4年1月24日から
令和4年2月23日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社信榮企画の元代表取締役が、無免許運転でガードレールに衝突する交通事故を起こしたまま逃走したとして、令和3年10月28日に逮捕され、津地方検察庁から道路交通法違反（無免許運転、危険防止措置義務、報告義務）の罪で起訴された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第16号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内